

○請負資格承継取扱要領

第1条 この要領は、大和郡山市建設工事執行規則（昭和43年8月大和郡山市規則第12号。以下「規則」という。）第5条第7項に掲げる競争入札参加登録の承継の基準について必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要領における用語の意義は、規則及び大和郡山市建設工事等競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）の例による。

第3条 次の各号に掲げる場合に限り、競争入札参加登録を承継させるものとする。この場合において、承継人となることができる者は、当該各号アに掲げる者とし、承継の申請に必要な書類は、競争入札参加登録承継申請書（様式第1号）のほか、当該各号イに掲げる書類とする。

(1) 個人の競争入札参加登録業者が死亡したとき。

ア 承継人となることができる者 ・被承継人の法定相続人のうち1名

イ 必要とする書類

- ・被承継人の戸籍謄本又は除籍謄本の写し（被承継人の法定相続人が全てわかるもの）
- ・他の法定相続人全員の同意書（印鑑証明書の写し添付のもの）
- ・承継人の営業に必要な許可又は登録を受けていることを証する書類の写し

(2) 個人の競争入札参加登録業者が、心身の故障のため、引き続き営業を継続していくことが困難であると認められるとき。

ア 承継人となることができる者 ・被承継人の法定相続人のうち1名

イ 必要とする書類

- ・被承継人の心身の故障の状況を示す医師の診断書
- ・被承継人の戸籍謄本又は除籍謄本の写し（被承継人の法定相続人が全てわかるもの）
- ・他の法定相続人全員の同意書（印鑑証明書の写し添付のもの）
- ・承継人の営業に必要な許可又は登録を受けていることを証する書類の写し

(3) 個人の競争入札参加登録業者が、前2号以外に定める場合のほかに、引き続き営業を継続していくことが困難であると客観的合理性のある理由があるとき。

ア 承継人となることができる者 ・被承継人の法定相続人のうち1名

イ 必要とする書類

- ・理由書
 - ・被承継人の戸籍謄本又は除籍謄本の写し（被承継人の法定相続人が全てわかるもの）
 - ・他の法定相続人全員の同意書（印鑑証明書の写し添付のもの）
 - ・承継人の営業に必要な許可又は登録を受けていることを証する書類の写し
- (4) 個人の競争入札参加登録業者が、営業の同一性を失うことなく新たに法人を設立したとき。
- ア 承継人となることができる者 ・当該個人が代表者となって設立された法人
- イ 必要とする書類
- ・承継人たる法人の登記事項証明書の写し
 - ・承継人たる法人の印鑑証明書の写し
 - ・承継人たる法人の営業に必要な許可又は登録を受けていることを証する書類の写し
- (5) 競争入札参加登録業者の合併、分割、組織変更、営業譲渡又は法人格の取得（以下「合併等」という。）により他の法人が事業の同一性を失うことなく当該事業を引き継いだとき。
- ア 承継人となることができる者
- ・競争入札参加登録業者の事業を合併等により引き継いだ法人。ただし、法人が個人の事業を引き継ぐ場合は、当該個人が承継人たる法人の代表者となる場合に限る。
- イ 必要とする書類
- ・合併等完了後の承継人たる法人及び被承継人（被承継人が法人である場合に限る。）の登記事項証明書の写し
 - ・合併等の契約書又は計画書の写し
 - ・承継人及び被承継人たる法人の印鑑証明書の写し
 - ・承継人たる法人の営業に必要な許可又は登録を受けていることを証する書類の写し
- (6) 法人の競争入札参加登録業者が、合併及び破産以外の事由で解散し、営業の同一性を失うことなく個人が引き継いだとき。
- ア 承継人となることができる者 ・被承継人たる法人の解散時の代表者のうち1名

イ 必要とする書類

- ・被承継人たる法人の登記事項証明書の写し
- ・被承継人たる法人の代表者が複数であったときは、他の代表者全員の同意書（印鑑証明書の写し添付のもの）
- ・承継人が営業に必要な許可又は登録を受けていることを証する書類の写し

2 前項の規定にかかわらず、奈良県において請負資格の承継承認について（昭和63年3月9日付け監第432号土木部長通達）による請負業者資格承継の承認を受けた者は、奈良県土木部長が発する請負業者資格承継の承認について（通知）の写しをもって前項各号の必要書類に代えることができる。

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合にあっては、請負資格の承継は認めないものとする。

- (1) 被承継人が、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条各号に定める許可の取消しの要件に該当している事実が明らかであるが、許可の取消処分が行われるに至っていないとき。
- (2) 承継人又は被承継人のいずれかが、事実上倒産していると認められるとき。
- (3) 承継人又は被承継人のいずれかが、大和郡山市建設工事等暴力団排除措置要綱の別表に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。
- (4) 承継人が前条第2号又は第3号により、承継が認められたときの被承継人であるとき。

第5条 第3条第1項の規定にかかわらず、同項第1号、第2号又は第3号により、現に競争入札参加登録業者である者が他の競争入札参加登録業者の承継人となった場合にあっては、その者に係る従前の競争入札参加登録は抹消するものとする。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後の申請に係る競争入札参加登録の承継から適用する。